

鳥取市補助金カルテ

NO.	130	担当課	保健医療課	外線	0857-30-8531
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	病院群輪番制事業費補助金				
概要	輪番で救急医療を行う医療施設の運営費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1302）安全・安心のための保健衛生と医療の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費	
歳出事業名	病院群輪番制事業費補助金					
R 7 予算	5,400千円					
R 7 予算 積算根拠	輪番単価基準額71,040円/日×38日×2病院			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	5,400
				R 5	2	5,400
				R 4	2	5,257
				R 3	2	5,400
補助率・補助額	基準額71,040円/日×運営日数			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	輪番で救急医療を行う医療施設の開設者				
交付要件	第2土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに年末年始（12月30日から1月3日まで）の午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間に輪番で救急医療を行う医療施設の開設者				
対象経費	病院群輪番制病院の運営に要する経費のうち給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実績、事業実績額明細書、事業実績表により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 地域医療の充実のため、休日及び年末年始に市内4病院が順番で入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れる体制を整えるために必要。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 救急医療を行う医療機関の開設者であり、定めた単価と休日及び年末年始の運営日数に応じて交付するため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	131	担当課	保健医療課	外線	0857-30-8531
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市公的病院等不採算医療支援事業補助金				
概要	公的病院等に対し、救急医療に係る不採算医療の実施に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1302）安全・安心のための保健衛生と医療の推進				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費
歳出事業名	公的病院等不採算医療支援事業補助金				
R 7 予算	21,541千円				
R 7 予算 積算根拠	(救急病床数6床×1,697千円+32,900千円) ×1/2				
補助率・補助額				2分の1	
特定財源 なし(一般財源、基金繰入のみ)					

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 6 (見込)	1	21,541
R 5	1	21,541
R 4	1	21,541
R 3	1	21,541
上限額		26,632千円

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった公的病院等				
交付要件	鳥取市内にある公的病院等で、救急病院等を定める省令第2条第1項の規定により告示された救急告示病院				
対象経費	救急医療に係る不採算医療の実施に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実績、収支決算書、救急医療体制実績により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 2次救急医療を担う公的病院等が、休日及び年末年始に入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れる体制を整えるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 病床数に対して単価を定めて実施する補助金であるため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	本補助事業は救急医療（不採算医療）を実施する公的病院等の運営に対し補助金を交付するものであり、地域医療の確保及び維持のためには必要なものとする
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	132	担当課	保健医療課	外線	0857-22-5616
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市自死対策緊急強化事業補助金				
概要	自死することを考えている者の個々の悩みに応じたきめ細やかな相談支援等の事業を行う法人等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	健康対策費	
歳出事業名	自死対策強化事業費					
R7予算	35千円					
R7予算 積算根拠	対象経費 35千円×10/10			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	35
				R5	0	28
				R4	0	28
				R3	0	27
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取いのちの電話
交付要件	自死することを考えている者の個々の悩みに応じたきめ細かな相談支援等を行う法人等。
対象経費	対象事業に必要な経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 要綱上は必要経費の全額を補助だが、実質的には1/2以下の補助になっている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助率が1/2以上であるが、上限額の設定がないため、要綱改正を検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	133	担当課	保健医療課	外線	0857-30-8533
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市結核予防費補助金				
概要	県東部に所在する私立学校及び民間社会福祉施設の設置者に対し、定期の健康診断の実施経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費	
歳出事業名	結核予防対策事業費					
R 7 予算	1,446千円					
R 7 予算 積算根拠	過去の実績から算出。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	29	1,340
				R 5	27	1,170
				R 4	27	1,271
				R 3	27	1,179
補助率・補助額		3分の2		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった施設				
交付要件	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の3に掲げる費用（高等学校等の学生又は生徒、養護老人ホーム等の入所者に対する結核に係る定期の健康診断の費用）を支弁する鳥取県東部に所在する私立学校及び民間社会福祉施設等の設置者。				
対象経費	報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託金、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定（費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助する）
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	法の規定に沿って、実施。4町に所在する施設は県からの委託により実施しており、県とも制度設計等に齟齬がないよう実施している。
審査／行財政改革課	適切
意見	-